
監査委員公表

監査委員公表第5号

平成29年3月21日付28長監第62号の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年8月1日

長崎県監査委員	石橋和正
同	砺山和仁
同	外間雅広
同	深堀浩

H29-01090-01629

平成29年5月30日

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 外間 雅広 様
長崎県監査委員 深堀 浩 様

長崎県知事 中村 法道



平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

平成29年3月21日付28長監第62号の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:危機管理監 消防保安室		
【公益財団法人 長崎県消防協会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 会計処理について 会計処理について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な処理を行うこと。</p> <p>総勘定元帳について 当法人の経理規程に会計帳簿として保存することが規定されている総勘定元帳が整備されていない。</p> <p>振替伝票について 当法人の経理規程に、一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする規定されている。しかしながら、人件費等共通経費の法人会計から各事業会計への配賦に係る振替伝票を起票していない。</p> <p>謝金に係る証拠書類について 当法人は、消防団大会において意見発表者に謝金を支給しているが、受領印など支給したことを証する書類を整備していない。</p> <p>補助金の収益計上について 補助対象経費のうち、福祉共済事務費は収益事業等会計に帰属するが、補助金全額を公益目的事業会計に収益として計上している。</p>	<p>会計ソフトによりパソコンで管理していましたが、紙ベースで会計帳簿として整備することとしました。</p> <p>人件費等の共通経費については、法人会計で一括して経理処理をしており、年度末に各事業会計へ配賦していましたが、振替伝票を起票していなかったため、起票し決裁処理しました。</p> <p>消防団大会において、意見発表者に謝金を支給していましたが、社会通念上領収書等を徴取することができないものとして取扱っていました。今後は、受領印または支払証明による証拠書類を整備します。</p> <p>補助対象経費18,261,314円のうち、福祉共済事務費40,163円は収益事業等会計に帰属しますが、補助金の収益について全額を公益目的事業会計に計上していたため、補助対象経費の割合に応じ、収益事業等会計に補助金額を計上しました。</p>
	<p>(2) 物品受払台帳の整備について 当法人の経理規程に、物品の受払については、事務局次長が物品受払台帳を設け受払についての所要の記録を行い、残高を明確にしておかなければならないと規定されている。しかしながら、表彰事業に係る表彰状や徽章を毎年購入し、在庫があるにもかかわらず、物品受払台帳を整備していない。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>表彰事業に係る表彰状や徽章は、毎年1回購入し、各市町へ配賦する際、在庫数及び配布数、残高の整理を行っていましたが、物品受払台帳を作成し、整備することとしました。</p>

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:総務部 学事振興課		
【学校法人 長崎総合科学大学】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 領収書について 授業料等に係る領収書について、連続番号が付されていない。 現金に係る事故を防止するため、事前に領収書に番号を付した上で使用すること。</p>	<p>指摘を受け、直ちに領収書へ連続番号を付しました。 今後とも、現金取扱いに伴う事故防止に努めます。</p>

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:文化観光国際部 文化振興課		
【長崎県文化団体協議会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 現金等に係る管理について</p> <p>当団体が直接販売している長崎県新人演奏会のチケットについて、販売した職員名や購入者名、チケット番号、受取金額の記録はあるが、当団体が受入れたチケットに係る受払日、受払日毎の受入・払出枚数、残枚数の記録がない。</p> <p>また、当チケット販売に係る売上金や報酬支出の際に控除した社会保険料の被保険者負担分に係る現金を金庫に保管しているが、現金出納に係る記録簿が整備されていない。</p> <p>現金等の事故を防止するため、適正な管理を行うこと。</p>	<p>平成28年9月に当団体が受入れたチケットに係る受払日、受払日毎の受入・払出枚数、残枚数を記録するチケット管理台帳並びに当チケット販売に係る売上金及び社会保険料の被保険者負担分に係る現金等を記帳する現金出納帳を整備しました。</p> <p>今後は適正な管理に努めます。</p>

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:文化観光国際部 世界遺産登録推進課		
【長崎の教会群インフォメーションセンター】		
意 見(団体)	<p>(1) 役員と監事の重複について 当団体の規約において、監事は委員の中から会長が指名するとされており、執行機関である副会長及び委員と監事が重複している。 監事は、当団体の経営状況や業務執行状況を監査する機関であるため、執行機関とは分離すべきである。</p>	<p>平成28年9月に団体の規約を改正し、役員と監事が重複することがないように体制を見直しました。</p>

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:文化観光国際部 観光振興課		
【一般社団法人 長崎県観光連盟】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 領収証について 領収証について、連続番号が付されていない。また、発行することが不要となった領収証について、書き損じの処理がされないまま綴られている。 現金に係る事故を防止するため、適正な管理を行うこと。</p>	<p>未使用の領収書には、使用前に連番を付すよう改めました。 また、書き損じについては所定の処理を行いました。 今後、領収書については連番で確実に管理するとともに、書き損じの処理については、漏れがないように行ってまいります。</p>

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 医療人材対策室		
【公益社団法人 長崎県看護協会】		
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>長崎県看護キャリア支援センターにおいて、当法人は、施設概要パンフレット等の関係機関や離職時に求職登録した看護職等への配布や、ホームページの開設など、当施設の利用促進に努めている。</p> <p>また、各種研修の離島地区を含む佐世保市以外の地域での開催や、福祉施設等への出張研修の実施など、研修受講者の確保にも努めている。</p> <p>しかしながら、当年度の施設利用者は、就業相談等件数については目標値に達しているものの、研修受講者数については目標値に達していない。</p> <p>今後とも、利用者のニーズの把握・利便性の向上に努めるなど、なお一層の利用促進に取り組むべきである。</p>	<p>平成27年度は開設初年度であったため、当センター自体の認知不足等により受講者数は伸び悩みましたが、開設2年目の平成28年度は、研修の開催回数を増やし受講機会を増やすなど改善を図った結果、平成27年度比610名増、目標達成率95.7%と大きく改善している状況です。</p> <p>平成29年度もこれまでの活動を継続するとともに、新聞や県の広報誌やタウン誌を活用し当センターの利用促進につながるよう広報を行います。また、医療施設等への訪問機会には当センターの活動内容を広報し、研修参加につなげるよう努力してまいります。</p>

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 医療人材対策室		
【一般社団法人 島原市医師会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 現金残高の照合について 当法人の会計処理規程に、出納責任者は、現金について、毎日の現金出納終了後、その在高と帳簿残高とを照合しなければならないと規定されているが、現金出納帳に日々の残高の記載がなく、出納責任者が照合を行っていない。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>監査(11月2日)でご指摘頂いた当日分(11月2日)より、責任者が現金残高と出納帳を照合し、確認後に押印する方法へ変更しました。 今後は適正な事務処理を行ってまいります。</p>
	<p>(2) 講演会謝金について 講演会謝金について、講演日に支払っているにもかかわらず、銀行出金日に費用計上し、2か月以上現金で保管しているものがある。 適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>講演日当日または前日に銀行にて出金するよう変更し、現金での保管期間を短くするよう変更しました。 今後は適正な会計処理を行ってまいります。</p>

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 長寿社会課		
【公益財団法人 長崎県すこやか長寿財団】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 郵便切手の管理について 郵便切手を購入しているが、郵便切手受払簿に受入額等を記載していないため、郵便切手の残高と郵便切手受払簿との照合ができない。 郵便切手受払簿を整備し、郵便切手を適正に管理すること。</p>	<p>受入が発生した時点で「郵便切手受払簿」に記載し、毎月末における残高確認が明確にできるよう改めました。 今後は、郵便切手の適正な管理に努めてまいります。</p>

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 障害福祉課		
【社会福祉法人 長崎県障害者福祉事業団】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 領収書等について</p> <p>領収書を発行する都度、手書きで番号を記載しており、未使用部分には番号を付していない。</p> <p>また、金融機関の振込依頼書に現金を添えて当法人の窓口で納付があった場合、本人控の振込金受取書を領収書の代わりとしている。</p> <p>現金に係る事故を防止するため、あらかじめ連続番号を付した領収書を発行すること。</p>	<p>連続番号を付した領収書を作成し、平成29年1月11日から発行しています。</p>
	<p>(2) 徴収不能引当金について</p> <p>当法人の経理規程に、金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上すると規定されている。</p> <p>しかしながら、過年度長期未収金について、未収金計上後に一度も納入がないものがあるにもかかわらず、徴収不能引当金を計上していない。</p> <p>適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>過年度長期未収金の一部は、平成28年度補正予算で徴収不能額として欠損計上しました。</p> <p>この残額については、平成28年度の決算時に一部を徴収不能引当金に計上することにしています。</p>

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 企業振興課		
【公益財団法人 長崎県産業振興財団】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 未収金について 当年度末で設備譲渡事業等に係る未収金が116,887千円ある。 また、賃貸工場に係る未収金が24,438千円あり、うち貸付先1件からの賃貸料が平成26年12月分以降入金されていない。 未収金の解消に努めること。</p>	<p>設備譲渡事業等に係る未収金については、未収企業の経営実態に応じて、対象設備及び担保不動産の売却による未収金への充当や、債務者、連帯保証人に対する文書や電話、訪問などによる督促等を行っております。</p> <p>平成28年度は、債務者等への督促や回収が困難なものについての未収金償却基準に基づいた償却を行い、年度末時点で、75,568千円(回収額 3,703千円、償却額 71,865千円)減少しましたが、残る未収金についても、引き続き早期回収に努力いたします。</p> <p>また、制度利用企業への定期的な訪問活動をさらに強化することで、経営状況を的確に把握し、未償還事故の未然防止に努めてまいります。</p> <p>賃貸工場の未収金についても、未収企業への訪問などによる督促を行い、滞納賃料の回収に努めてまいります。</p>

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 食品産業・産地振興室		
【長崎県食料産業クラスター協議会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 会計処理について 当団体が準用している長崎県中小企業団体中央会会計処理規程に、金銭の出納は伝票により行わなければならないと規定されているが、現金で収納した展示会受益者負担金について、2週間起票しないまま保管している。 適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>展示会受益者負担金については、口座振込としていますが、担当者不在時に現金を代理受領し、連絡を失念したまま2週間金庫へ保管されていたものです。 再発防止策として、事業内容の共有と、連絡体制の強化及び出展者に口座振込に対する理解と協力を依頼しました。 今後は適正な会計処理に努めてまいります。</p>

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 雇用労働政策課		
【ハウステンボス・技術センター株式会社】		
意 見(団体)	<p>(1) 施設の使用状況について</p> <p>長崎県立佐世保技能会館において、当法人は、関係団体等と利用促進会議を開催し、県の委託事業である離職者等再就職訓練事業の受託者への使用の働きかけや当法人の取引先等へのチラシの配布などの取り組みを行い使用促進に努めている。</p> <p>しかしながら、当年度の施設の利用者数をみると、一般利用団体の利用者数は増加しているものの、技能関係団体の利用者数が減少しているため、前年度に比べ減少し、目標値も下回っている。</p> <p>今後とも、アンケート等による多くの利用者のニーズ把握、広報の充実などを図り、県との連携を強化しながら、なお一層の使用促進に努めるべきである。</p>	<p>県と指定管理者が連携し、次の取組等により技能関係団体を含めた使用促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用実績のある技能関係団体のうち、現在使用していない団体や使用頻度が減少している団体へのアンケート実施等により、利用者のニーズを把握するとともに、PR活動により、技能関係団体の利用者数増加を図る。 ・職業能力開発協会等を通じて、技能団体へのチラシを配布する等により、新たな技能関係団体の利用者確保を図る。 ・周辺の店舗・施設等にチラシを設置する等PRに努める。 ・ハウステンボス・技術センター(株)のホームページにリンクを貼るとともに、県の広報媒体を活用して告知を図る。 ・福祉関係団体の長期利用を要望される案件の問い合わせもあり、空室状況を確認しながら使用団体の獲得に尽力する。

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:農林部 農業経営課		
【長崎県担い手育成総合支援協議会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 契約事務について</p> <p>当団体は、補助対象事業の一部若しくは全部を委託しているが、委託契約書に規定されている委託業務実績報告書が受託者から提出されていない。適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>県への事業実績報告時に再度委託先からの業務実績報告書の提出を確認するとともに、長崎県担い手育成総合支援協議会と長崎県農業会議との委託契約書に業務実績報告書の提出時期を明記していなかったことから平成28年度から、契約年度の3月31日までに提出するよう明記し、期限内に報告を受けるようにいたします。なお、平成27年度の委託先からの委託業務実績報告書については、8月31日付けで受領いたしました。</p>

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：農林部 農地利活用推進室		
【長崎県担い手育成総合支援協議会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 契約事務について</p> <p>当団体は、補助対象事業の一部若しくは全部を委託しているが、委託契約書に規定されている委託業務実績報告書が受託者から提出されていない。適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>県への事業実績報告時に再度委託先からの業務実績報告書の提出を確認するとともに、長崎県担い手育成総合支援協議会と長崎県農業会議との委託契約書に業務実績報告書の提出時期を明記していなかったことから平成28年度から、契約年度の3月31日までに提出するよう明記し、期限内に報告を受けるようにいたします。なお、平成27年度の委託先からの委託業務実績報告書については、8月31日付けで受領いたしました。</p>

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:農林部 諫早湾干拓課		
【公益財団法人 諫早湾地域振興基金】		
意 見(団体)	<p>(1) 経営状況について</p> <p>当年度の正味財産増減計算書では、当期経常増減額は48,084千円の赤字であり、当期一般正味財産増減額も同額の赤字となっており、前年度に比べ20,415千円赤字が拡大している。</p> <p>赤字が拡大した主な要因は、当法人の主要財源である基本財産受取利息が大幅に減少したことによるものである。</p> <p>事業の実施に当たっては、基本財産の運用益だけでは賅えないことから、特定資産を取り崩しながら行っているが、このままの事業規模で推移すると、平成29年度には特定資産の枯渇が想定される。</p> <p>早急に今後の経営方針等を決定し、事業内容、財源等について検討すべきである。</p>	<p>当基金の経営状況を踏まえ、外部委員による「諫早湾地域振興基金あり方検討委員会」を平成26年5月22日に設置し、平成28年12月26日に「諫早湾地域振興基金の今後のあり方についての提言」を受け、平成29年3月17日に当面5ヶ年間(平成29～33年度)を対象期間として、経費削減を図るとともに、カキ・アサリの生産にかかる助成事業、水産振興調査研究事業など、維持促進が必要な中核的事業や基金運営費等については、基本財産の一部処分によって得た財源を充当できることなどを内容とした「諫早湾地域振興基金の今後のあり方に関する方針」を策定いたしました。</p> <p>上記方針の決議 平成29年2月 6日 当基金理事会 平成29年3月17日 当基金評議員会</p>

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 港湾課		
【長崎サンセットマリーナ株式会社】		
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況等について 長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバーにおいて、ビジター保管の減少により、当年度の利用隻数が前年度より減少し、また、目標値も下回っている。 当法人は、WEBページ等での広報やヨットレース等のイベントの開催などにより利用促進に努めているが、引き続き、利用者のニーズ把握や広報の充実などを図るとともに、県との連携を強化しながら、さらなる利用促進に取り組むべきである。</p>	<p>国内主要マリーナ9社で構成する『ジャパン マリーナ アライアンス』を組織し、各マリーナをホームポートとするヨット・ポートの相互利用促進を図っております。 またホームページの全面改訂や英語版の充実など、一般利用者への利用促進も行っておりますが、今後も指定管理者及び県と連携しながら、広報活動を強化してまいります。</p>
意 見(主務課)	<p>(1) 施設の利用状況等について 長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバーにおいて、ビジター保管の減少により、当年度の利用隻数が前年度より減少し、また、目標値も下回っている。 目標値の設定に当たっては指定管理者と十分協議を行うとともに、さらなる利用促進に向けて指定管理者との連携を強化すべきである。</p>	<p>目標値の設定については、指定管理者と協議し決定してまいります。 今後も指定管理者と協議し、利用促進に向けて広報活動を強化するなど連携を密にしてまいります。</p>

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 用地課		
【長崎県土地開発公社】		
意 見(団体)	<p>(1) 長期保有土地の売却について 公有用地の神の島工業用地及び大村臨海工業用地については、県からの要請により取得・造成したものであり、毎年度県に対し買い戻しの要請を行っているが、当年度の買い戻しの実績はない。 平成28年度に一部買い戻しが行われているが、各事業用地は県からの借入金と自己資金により取得・造成しており、引き続き県に対し買い戻しについて要請すべきである。</p>	<p>公有用地(神の島工業用地、大村臨海工業用地)については、毎年度取得依頼元である県に対し、早期一括買戻しの要請を行っています。平成28年度も、平成28年9月5日付文書で要請したところですが、いずれも現時点では取得困難である旨の回答を受けています。 今後とも、買戻し要請を行ってまいります。</p>

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:交通局		
【長崎県中央バス株式会社】		
指摘事項(団体)	(1) 取締役会議事録について 当年度に開催された取締役会に係る 議事録を作成していない。 適正な事務処理を行うこと。	取締役会については、定期的を実施して おりますが、議事録を作成しておりませ んでした。 今後は各種法令及び社内規程に則し、 適正な事務処理を実施してまいります。

28 教 総 第 415 号
平成 29 年 5 月 24 日

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 外間 雅広 様
長崎県監査委員 深堀 浩 様

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

印

平成 28 年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

平成 29 年 3 月 21 日付 28 長監第 62 号の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：教育庁 生涯学習課		
【特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会】		
指摘事項（団体）	<p>(1) 現金等の管理について 現金等の管理について、事故を防止する観点から次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>現金出納簿について 当法人の経理規程に、現金出納簿を備えなければならないと規定されているが整備していない。</p> <p>領収証の発行について 領収証をその都度パソコンで作成しているため、連続番号を付した領収証となっていない。</p> <p>前渡金について 職員が前渡金により物品等を購入しているが、当法人の経理規程に規定されている前渡資金精算書の作成や資金前渡整理簿への登記などを行っていない。 また、前渡金を小口現金で支出しているが、小口現金出納簿に精算後の金額を記載している。</p>	<p>当法人の経理規程に基づき、現金出納簿を整備することとしました。</p> <p>通し番号を付した複写式の領収書を発行するようにいたしました。</p> <p>前渡金については、当法人の経理規程に基づく、前渡資金精算書の作成、資金前渡整理簿への登記をすることとしました。 また、前渡金を小口現金で支出する場合、小口現金出納簿に精算前後の金額を記載するようにいたしました。</p>
意 見（団体）	<p>(1) 施設の利用状況について 世知原少年自然の家において、当法人は、募集要項の学校等への配布や訪問、県・市の広報誌への掲載など利用促進に努めている。 さらに閑散期対策として、地域に出向き「どんど焼き」等の行事を開催している。 また、モニタリングによる利用者の意見を反映させて、トイレを洋式に改修するなど利便性向上にも努めている。 しかしながら、当年度の施設の利用者数は、少子化の影響や台風によるキャンセルなどにより、前年度より減少し、目標値も下回っている。 今後とも、モニタリングを継続し、その結果を当施設の運営に反映させ、利用者のニーズにあった施設の利用促進に努めるべきである。</p>	<p>施設の利用促進のため、引き続きモニタリングを継続し利用者のニーズにあった体験・学習プログラムの開発・提供や施設・設備の整備充実に努めてまいります。 また、更なる利用者増に向けて、引き続き、学校や各種団体への働きかけのほか、これまで利用のあった家族利用者や該当施設の主催事業参加者などへの働きかけについても実施してまいります。</p>

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：教育庁 体育保健課		
【長崎県中学校体育連盟】		
指摘事項（団体）	<p>(1 郵便切手の管理について 郵便切手を購入しているが、受払簿等を作成していないため、残高の照合ができない。 受払簿等を整備し、郵便切手を適正に管理すること。</p>	<p>郵便切手受払簿を作成し、郵便切手の適正な管理を行うようにいたしました。 今後とも適切な事務処理に努めるよう団体に対して指導いたします。</p>

長公委（組）第1号
平成29年4月20日

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 外間 雅広 様
長崎県監査委員 深堀 浩 様

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子 印

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

平成29年3月21日付28長監第62号の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成28年度財政援助団体等監査結果に係る対応

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 対 応
所管部局：警察本部 会計課		
【公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター】		
指摘事項（団体）	<p>(1) 啓発用電光掲示板の譲渡について 啓発用電光掲示板を譲渡しているが、譲渡に係る手続きが書面により行われていない。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>譲渡に係る経過措置報告書を作成させ、記録として保存させるとともに、譲渡の相手先から受領書を徴収する対応をとらせました。 以後、物品購入の際には、事務処理の適正を確認するため、関連簿冊等のチェックを厳正に行うよう努めます。</p>